

## 第5章 「健康と安全」 骨子

高野 陽

総説として： 子どもの心身の未熟性と心身の疾病異常や事故が発生しやすいこと、  
保育における子どもの生命の保持と情緒の安定は最優先事項  
健康や安全に関する基本的な生活習慣と心身の健康の基礎の育成  
家庭との密接な連携  
看護職・栄養士等の保健関係者配置の必要性  
保育所と地域の保健医療機関やその他の関係諸機関との連携体制の確立

## 1. 健康管理

## (1) 日常の保健活動

- ①一人ひとりの子どもの健康状態・心身の状態の把握と保護者からの情報収集
- ②一人ひとりの子どもの発育・発達状態の定期的・継続的把握
- ③心身の異常発生時の迅速な対応
- ④虐待の早期発見と関係機関との連携体制の確立
- ⑤生活リズムの確立、遊びや必要に応じた適切な休養
- ⑥発育・発達状態や健康状態、子どもの生活実態に応じた適切な栄養摂取・食生活の確立
- ⑦アレルギー等の心身の健康上の問題と嘱託医・その子どものかかりつけ医、栄養士等との連携
- ⑧乳児保育における嘱託医の指導と看護師等の配置、特に感染症や乳幼児突然死症候群等の発生予防

## (2) 健康診断

- ①健康診断の実施の重要性と実施の実際
- ②嘱託医及び歯科医等による定期的な疾病異常や心身の健康状態を把握
- ③結果の記録と保育への反映
- ④家庭への連絡
- ⑤健診の充実と保育士の役割と保護者との密接な連携
- ⑥入所予定の子どもの健康診断
- ⑦市町村の保健機関、医療機関との連携と事後措置対応

## (3) 疾病異常への対応

- ①体調不良児への対応
- ②嘱託医やかかりつけ医の投薬・処置等の指示・助言と保護者の協力
- ③医務室等の整備、医薬品・衛生材用・器具の常備とその使用と応急措置
- ④感染症発生時の対応
- ⑤いわゆる学校伝染病の出席停止期間の遵守
- ⑥予防接種の勧奨
- ⑦病児・病後児保育の実施とその体制整備

(4) 保育所保健に関与する人材

- ① 嘱託医
- ② 看護職
- ③ 栄養士

2. 衛生管理・安全管理

(1) 環境保健

保育施設内外の環境保健

(2) 保育における衛生管理

- ① 清潔などの衛生管理
- ② 食中毒発生の予防対策と発生時の対応

(3) 事故対策

- ① 保育施設内外の安全管理
- ② 事故防止と安全教育、事故に伴う子どもの精神保健

(4) 災害防止

- ① 災害防止避難訓練の実施
- ② 災害発生時の子どもの精神保健

(5) 虐待対策

- ① 早期発見とその子どもやその家族に対する適切な対応
- ② 地域の関係組織や機関との連携体制の確立

(6) 危機管理

- ① 不審者対策と危機防止の体制づくり
- ② 施設外における保育中の危機管理

3. 食育

- ① 食育の意義と実践活動
- ② 保育における食育の実際
- ③ 保育と家庭・地域との連携

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>第5章 健康と安全</p>	<p>子どもの健康及び安全は、子どもの生活の基本となる事項であり、保育所においては、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所の子ども集団全体の健康及び安全の確保に努めなければならない。また、子どもがその発育、発達にふさわしい環境と遊びを通して健康な心身をつくり、自らの体や健康に関心を持ち、身体機能を高めていくことが重要である。このため、子どもの生活全般を捉えるとともに、第1章（総則）及び第3章（保育の内容）の関連する事項に留意し、以下に示す事項を踏まえ、保育に当たることが必要である。</p>	<p>○一人一人の子どもの健康・安全 ○保育所全体の健康・安全 ○生活や遊びを通して、一人一人の子どもが丈夫な心と体をつくる ○養護と教育の一体的取り組み</p>
<p>1. 子どもの健康支援</p>	<p>(1) 子どもの健康状態、発育・発達状態の把握 ○子どもの心身の状態に応じた保育を行うために、子どもの健康状態及び発育・発達状態について定期的、継続的に、また必要に応じて随時、把握すること。  ○保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態及び疾病等の有無を観察し、何らかの疾病等が認められた場合は、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど、適切な対応を図ること。  ○子どもの身体を観察する際には、虐待や不適切な養育の早期発見に努めるとともに、必要に応じて、市町村、児童相談所等の関係機関との連携を図りつつ、速やかに適切な対応を図ること。  (2) 健康増進 ○子どもの健康に関する保健計画を保育計画に位置付けて作成し、全職員がそのねらいや内容を明確にしなが、現在の、そして将来にわたる一人一人の子どもの健康の保持とその増進に努めていくこと。  ○子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、保育に活用するとともに、家庭に連絡し保護者が子どもの状態を理解し日常生活に活用できるようにすること。</p>	<p>○健康状態、発育・発達の把握に精神や運動機能の把握が含まれることを説明  ○登所時の保護者からの聞き取り、観察、連絡帳などでの確認、引継ぎの徹底等 ○子どものかかりつけ医の把握  ○虐待への対応の留意点（「児童虐待の防止等に関する法律」について） 関連事項（◎他の章に盛り込む事項） ◎乳児保育への配慮（第3章） ◎障害児保育への配慮（第4章）  ○保健計画に盛り込む事項 例・保育計画に位置づけ、全職員で子どもの健康増進を図っていくこと ・発達に応じた配慮（幼児の睡眠への配慮、排泄等） ・季節等に応じた配慮（健診、紫外線の予防等） ・入所予定の子どもの健康状態や疾病等の有無を把握し入所後の保育に適切に反映すること ・健康記録簿の活用 ・母子健康手帳の活用及び守秘義務</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>2. 環境・衛生管理及び安全管理</p>	<p>(3) 疾病等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○体調不良の子どもについては、その子どもの健康状態等に応じ、適宜、嘱託医や子どものかかりつけの医師などと相談しながら、家庭と連絡をとりつつ、適切な保健的処置を行うことが望ましいこと。看護師等が置かれている場合には、その職員を中心に対応に当たること。</li> <li>○保育所での感染症の予防に努め、感染症の発生又は発生の疑いがある場合には、直ちに嘱託医、市町村、保健所等に連絡しその指示に従うとともに、保護者に連絡し協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得て決めておくこと。</li> <li>○子どもの疾病や不時の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしておくこと。</li> </ul> <p>(1) 環境・衛生管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設の温度、湿度、換気、採光、音など環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生に注意すること。</li> <li>○子ども及び職員のうち、手洗いにより保育中の清潔を保つようにするとともに、子どもの食事などの衛生管理に注意すること。</li> </ul> <p>(2) 事故防止、安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。</li> <li>○災害や事故の発生に備えての危険箇所の点検や避難訓練、外部からの不審者の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えての対応を図ること。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。</li> </ul>	<p>解説書で解説、説明することが考えられる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保健的対応の意味内容及び与薬、医療的ケアの取扱い</li> <li>○学校保健法での指定伝染病等への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>例：学校保健法で指定されている伝染病として定められている感染症（学校伝染病）に罹った子どもが保育所に再び通い始める時期は、その出席停止期間を基本とし、子どもの回復状態に応じて、他の子どもへの感染の防止が図られるよう、嘱託医や子どものかかりつけの医師などの意見を踏まえ、保護者に指導すること。また、学校伝染病に定められていない感染症については、嘱託医などの指示に従うこと。</li> </ul> </li> <li>○病児・病後児保育への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>例：体調不良の子どもや病気回復期の子どもに対する保育を実施する場合には、嘱託医や地域の医療機関の協力の下に、保健師又は看護師等を配置し、他の子どもと離れた専用の場所で行うことが望ましいこと</li> </ul> </li> <li>○保育環境を職員全員で整備、向上させること</li> <li>○手洗いの重要性</li> <li>○動物の飼育、食育実践での調理体験などへの配慮</li> <li>○事故防止、災害対応、危機管理等の留意点</li> <li>○事故防止マニュアル、安全点検表（施設、設備、遊具、用具、散歩経路や公園等）、健康安全に関わる指導計画などの作成・活用</li> <li>○避難訓練計画、役割分担の確認、緊急時の対応の徹底等</li> <li>○家庭や地域との連携の重要性</li> <li>○精神保健面の重要性</li> </ul>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
3. 食育の推進	<p>○保育所における食育は、健康でいきいきと生活する基本としての「食を営む力」の育成を目指し、その基礎を培うことを目標として以下の事項に留意して実施されるものであること。</p> <p>①子どもが意欲をもって食事及び食環境にかかわる体験を積み重ね、楽しく食べる子どもに成長していくことを期待するものであること。</p> <p>②乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、「食育の計画」を作成し、「保育計画」及び「指導計画」に位置付けること。</p> <p>③保育所の食事は「食育の目標」が達成されるように、評価・改善に努めること。</p> <p>④調理室など食に関わる保育環境を生かし、子どもの気づきや経験を基に食への関心が高められるよう配慮すること。</p> <p>⑤家庭や地域社会と連携を図り、全職員の協力の下に進めること。栄養士が置かれている場合には、その専門性を生かして推進すること。</p> <p>⑥体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど一人一人の子どもの状況に応じた配慮を行うこと。</p>	<p>○第3章「保育のねらい及び内容」との関連</p> <p>○「食育基本法」</p> <p>○「保育所における食育に関する指針」の活用</p> <p>○食育の視点からの、栄養士や調理員によって作られた食事等の物的環境と他の子どもとのかかわりや保育士により安定した人的な環境を適切に構成することの重要性</p> <p>○保育の内容の一環として、昼食とおやつの場を中心に、生活と遊びを通して、養護的側面と教育的側面を一体的に行うことの意義</p> <p>○第4章「保育の計画」との関連</p> <p>○保育計画との連動性、柔軟で組織的・発展的な計画の意義</p> <p>○保育士、栄養士、調理員、嘱託医らの連携・協力</p> <p>○第6章「保護者への支援」との関連</p> <p>地域の子育て家庭への食に関する相談・支援</p> <p>○食物アレルギーについての正しい知識と適切な対応</p> <p>○以下の事項を解説で説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師又は看護師、栄養士などの専門的職員が置かれる場合には、その職員が担当又は分担すること</li> <li>・嘱託医、保健師・看護師、栄養士の担当すべき業務</li> <li>・保護者に周知すべき事項</li> <li>・地域の専門機関と連携協力すべき事項</li> </ul> <p>○嘱託医、地域の医療機関、療育機関、保健センター、保健所、児童相談所、警察、消防署、関連産業など地域の関係機関と十分連携・協力を図る。また、子どもの保育を通して小学校との連携をすすめる。</p> <p>○地域の様々な保健活動の情報提供や関わり</p> <p>○乳児（1. 6）健診・3歳児健診、その結果の活用と相互連携</p>
4. 健康・安全及び食育の実施体制等	<p>○健康・安全及び食育に関わる事項は、専門的な知識、経験、保護者の理解と協力等を要することに鑑み、その効果的な実施のために次の点に留意すること。</p> <p>①施設長の責任の下に、健康・安全及び食育に配慮した保育を年間を通じて計画的に展開するために、取組の方針や具体的な活動の企画立案及び保育所内外の連絡調整を担当する専門的職員を確保することが望ましいこと。</p> <p>②子どもの健康及び安全、食育について、保護者と常に密接な連絡連携を図るとともに、保育所全体の方針や取組について周知に努めること</p> <p>③関係機関等との連携協力</p> <p>保育所での健康及び安全、食育のための課題や取組に関し、市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携連絡を図り、必要な協力が得られるように努めること。</p>	<p>○以下を解説で説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師又は看護師、栄養士などの専門的職員が置かれる場合には、その職員が担当又は分担すること</li> <li>・嘱託医、保健師・看護師、栄養士の担当すべき業務</li> <li>・保護者に周知すべき事項</li> <li>・地域の専門機関と連携協力すべき事項</li> </ul> <p>○嘱託医、地域の医療機関、療育機関、保健センター、保健所、児童相談所、警察、消防署、関連産業など地域の関係機関と十分連携・協力を図る。また、子どもの保育を通して小学校との連携をすすめる。</p> <p>○地域の様々な保健活動の情報提供や関わり</p> <p>○乳児（1. 6）健診・3歳児健診、その結果の活用と相互連携</p>

## ◎ 全体の方向性

- 1 今回とくに指摘、強調された主旨や内容を可能な限り盛り込む方向で案を作成した。
- 2 現行保育指針第13章は、保育所における子育て支援のエッセンスを盛り込んでいる。この主旨や内容の多くは、今日においても変わらぬ重要性を持しているので、継続する方向で案を作成した。
- 3 告示の性格、解説の性格に分類して、全体を構成する方向で案を作成した。

## ◎ 第6章 たたき台案

- 1 事務局のたたき台案は、以上の方向性でまとめた原案を踏まえて、事務当局の方針を加え、またワーキングの議論を参考にして作成されている。
- 2 なおさらにとくに留意したい内容については、以下の通りである。

○ 保育所における保護者に対する支援の制度上の基盤は以下の通りであり、とくに保育所の役割・機能、保育士の役割、各専門的背景を持った保育者の役割の三層で構成されていることに留意し、とくに誰が何を行うかを明瞭にして、告示並びに解説を加える必要がある。

保育所：児童福祉法第48条の3第1項 児童福祉施設最低基準第36条

保育士：児童福祉法第18条の4、同48条の3第2項 児童福祉施設最低基準第36条

保育者：児童福祉法第48条の3第1項 児童福祉施設最低基準第36条

○ 保育所の保護者支援、子育て支援は、保育に支障がない限りにおいて行うという努力義務規定であることを留意し、「---すること」、「---努めること」、「---望ましいこと」などの使い分けが必要となる。

○ 保育者の役割も、基本的にはこれと同様と考えられる。一方保育士は、保育指導を行うことを業とする者であり、保育士の役割はその業務規定を踏まえて記述する部分が多いと考えられる。

○ 保育者、保育士の〈専門性〉に関しては、総論的な部分で、「保育に関する知識、技術、判断、倫理」として明記し、以下の専門性に関する記述は、その内容をあらわしていることを明らかにする。

○ 検討会の議論、ワーキンググループの議論を踏まえ、「支援」「援助」「相談・助言」「保育指導」の意味内容を明確に記す。

○ 地域における子育て支援は、各保育所の特徴、地域の状況、背景などを十分に考慮して実施することの重要性を明記し、例示する内容すべてを行わなければならないという受け止め方を避けるようにする。しかし、すべての保育所が行うことが望ましいものについては、議論を重ね、その主旨で記述する。

○ 現行指針の重要な事項や内容で、告示で記述できないものであっても、解説の中で可能な限りふれることに留意する。

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p><b>第6章</b></p> <p><b>保護者に対する支援</b></p> <p>1. 保育所における保護者に対する支援の基本</p> <p>2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援</p>	<p>保育所における保護者への支援は保育士の業務として位置付けられており、子育て支援は保育所の大きな役割となっている。第1章（総則）に掲げるように、保育所は、その特性を生かし、保育所に入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て支援など保護者に対する支援について、職員間の連携を図りながら積極的に取り組むことが求められる</p> <p>○保護者に対する支援を行うに当たっては、次の点に留意すること。</p> <p>①子どもの意向や思いを尊重し子どもの福祉を重視すること</p> <p>②保護者の意向や思いを踏まえ、保護者と密接に連携し協同して子育てに関わることにより、保護者の養育力の向上及び親子の間の関わり力の向上が図られるように努めること</p> <p>③子育て等に関する相談、援助に当たっては、保護者の話を傾聴し、その思いを受容し、相互信頼関係の確立を基本に、一人一人のニーズに沿って自己決定を尊重するとともに、個人情報等の保護等に留意すること。</p> <p>④保育に関する知識や技術など保育士の専門性や、子どもの集団が常に存在することなど、保育環境や保育所の特性を可能な限り生かして支援に当たること。</p> <p>⑤地域の保育に関する資源の活用、地域の関係機関、団体等との連携、協働の下に行うこと。</p> <p>○保育所に入所する子どもの保護者に対する支援は、子どもの保育との密接な関連の中で、子どもの送迎時の対応、相談・助言、連絡通信、会合・行事など様々な機会を活用して行われるものであること</p> <p>○保育所において、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するために、通常の保育に加えて、保育時間の延長、休日、夜間の保育など多様な保育を実施する場合には、保護者のニーズに配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるようにしなければならないこと</p>	<p>解説書で解説、説明することが考えられる事項</p> <p>○次の事項を解説で説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「支援」の意味内容</li> <li>・保育所の特性の意味及び特性を生かした子育て支援の今日的意義</li> <li>・養育力、親子の間の関わり力の意味内容及びその向上の意義</li> <li>・「相談」「援助」と「保育指導」の意味内容</li> </ul> <p>○関係機関との連携の意義及びその内容・方法を説明 児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健センター、教育委員会等</p> <p>○地域における保育に関する情報の熟知及びそれを提供する役割の意義及び地域の保育資源と連携すること、活用することの意義を説明</p> <p>○関連する法令及びその意義を説明 (児童福祉法第18条の4・同第48条の3、児童福祉施設最低基準第36条 等)</p> <p>○子どもの通常保育と一体に行われる保護者に対する支援の内容及び方法を説明。特に集団的、個別的相談・援助の機会における関わり的重要性を説明</p> <p>○保育指導の内容及び方法（ソーシャルワーク技術等を含む）を説明</p> <p>○保護者への日々の保育の意図を説明する努力</p> <p>○保護者同士の関係・交流を促す努力</p> <p>○保護者のニーズに応じた多様な保育サービス（延長保育、夜間保育、休日保育、病児・病後児保育等）の内容や留意点を説明</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>3. 地域における子育て支援</p>	<p>○保護者において育児不安、虐待や不適切な養育等が疑われる場合、入所の子どもの心身障害、発達障害、行動上の問題が見られる場合には、関係機関と連携協力を図りつつ、保護者に対し保育士の専門性を生かした個別の援助を行うよう努めること。</p> <p>○保育所は、児童福祉法第48条の3に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、地域の保護者等に対する子育て支援を可能な限り積極的に行うよう努めること。</p> <p>○保育所における地域の保護者等に対する子育て支援は、保育所の特性を生かしたものであり、おおむね次のような取組があること。</p> <p>(1) 地域の子育ての拠点としての機能</p> <p>①保育所機能の子育て親子等への開放（施設・設備の開放、体験保育等）</p> <p>②子育て等に関する相談、援助の実施</p> <p>③子育て親子の交流の場の提供と交流の促進</p> <p>④地域の子育て関連情報の提供</p> <p>(2) 一時保育 等</p> <p>○市町村の支援を得て、子育て支援に関わる地域の関係機関、団体等との密接な連携協力を図るとともに、子育て経験者など地域の保育に関する人材の積極的な活用を図ること。</p> <p>○地域の要保護児童への対応など、地域の子どもをめぐる諸課題に対し、関係機関等と連携、協力して取り組むよう努めること。</p>	<p>○法令（児童虐待の防止に関する法律及び発達障害者支援法）に基づき、保育所が行わなければならない対応について説明</p> <p>○様態に応じた個別的な援助の内容及び方法について説明</p> <p>○地域における子育て支援の基本的留意点の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の知識、技術を活用した子育て支援（例：親子遊び、離乳食作り、食育体験等）</li> <li>・地域の保護者が安心して利用できる環境、態度、心がけ</li> <li>・保育ソーシャルワークの原理（保護者の話の受容、自己決定の尊重、個人情報取扱）</li> </ul> <p>○子育て支援の各取組の意義及び留意点の説明</p> <p>○保育所の行う一時保育の意義・留意点についての説明</p> <p>○保育所における子育て支援の限界、地域の保育資源（つどいの広場、家庭的保育（保育ママ）、ベビーシッター等）との連携や活用の意義</p> <p>○地域の子育て支援の発展型取組として、地域の機関や団体と連携した活動（例：出産前の妊婦に対する支援、困難な状況を抱える家庭への訪問等）の意義、方法、留意点等</p> <p>○要保護児童対策地域協議会への参画 等</p>